

インセンティブ

臨床研究参加のインセンティブ incentives には症例登録に対する対価として支払われる症例登録費、多数症例登録に対する論文著者、学会報告者への選任などがある。

- 症例登録費は登録推進のための意欲向上を目的として支払われる。
 - ▶ 試験参加による労働の対価
 - ▶ 症例登録費は臨床試験毎に、1 症例〇〇円と定め、施設と契約し、個人との契約は行わない。
 - ▶ 施設に納入された登録費は施設内の決めにより使用される。
 - ◇ 一定の手数料を施設が徴収した後に、症例登録した部門に配分することが一般的であるが、施設によっては全額施設が管理する場合もある。
 - ▶ 付随研究には別途症例登録費が支払われることもある
 - ▶ 一方、症例登録費が支払われない自主研究もあったが、研究のテーマが明確であったため登録推進に影響は少なかった（START-2 など）。
 - ▶ Incentives の資金
 - ◇ 通常は製薬企業との契約に際し、費用を計上する
 - ◇ JACCRO の運営資金から捻出する場合もある

- 論文著者・共著者ならびに学会報告
 - ▶ 個人の業績となる
 - ◇ 原則として1 施設から1 名
 - ▶ JACCRO publication policy により厳格に選出される。
 - ◇ 詳しくは JACCRO publication policy を参照されたい
 - ▶ 複数回の発表があり、1 試験であっても多くの参加者の業績になっている。
 - ◇ 現在共著者の最多は15 編になっている。

